

中小企業再生支援協議会における

新たな再生支援手法について

平成24年4月6日

中小企業再生支援全国本部

今般、中小企業再生支援全国本部(以下、全国本部)では、新たな中小企業再生支援手法として、『中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」』(以下、協議会版「資本的借入金」)の考え方を取り纏め、運用を開始しましたのでお知らせ致します。 <詳細:別紙1、2>

これは、昨年11月22日に金融庁から、『「資本性借入金」の積極的活用について』が公表されたことを受けて、これまでの「協議会版資本的借入金」の条件等を見直すことで、中小企業の再生支援の裾野を広げていくことを目的としたものです。

なお、協議会版「資本的借入金」については、金融検査上、資本と見做すことができます(金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)参照)。

今後、中小企業金融円滑化法の出口に向けた再生支援手法として、協議会版「資本的借入金」が広く活用されることで、多くの資本不足に直面している中小企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につなげることが期待されているところです。本制度の趣旨をご理解いただき、積極的なご活用をお願い致します。

(お問い合わせ先)

中小企業再生支援全国本部

担当者:野田、佐藤

電話:03-5470-1477

「資本性借入金」の積極的活用方針を受けた 中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」の見直しについて

1. 目的

金融庁より公表された「資本性借入金」の積極的活用方針を受け、中小企業再生支援協議会事業における既存の中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」(以下、協議会版「資本的借入金」)の条件等を見直すことにより、中小企業再生支援協議会が策定支援する再生計画における協議会版「資本的借入金」の活用環境を整え、中小企業の再生支援の裾野を広げることを目的とする。

2. 活用方法

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領(以下、基本要領)に則り、必要に応じて再生計画案に盛り込むことで、金融機関等の債権者に対する支援要請のひとつの手法として活用する。

既存の協議会版「資本的借入金」の条件等を見直し、次の3. の通り協議会版「資本的借入金」を設けその条件を明確化することにより、協議会版「資本的借入金」の活用にともなう資本性認定に関する予測可能性が高まり、柔軟かつ効果的な金融支援の手段として積極的な活用が期待される。

なお、協議会版「資本的借入金」については、金融検査上、資本と看做することができる。

3. 新たな協議会版「資本的借入金」の条件等

別紙2「中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」商品一覧」のとおり

4. その他

中小企業再生支援協議会としては、債務超過解消の年限や債務の償還期間が長期に亘ることなどから、基本要領における再生計画策定支援対象企業には該当しないものの、企業と金融機関との間で、今般公表した協議会版「資本的借入金」を参考とした「資本性借入金」を活用するなどして再生計画を策定する場合にも、助言等幅広く支援していく予定である。

以上

中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」商品一覧

	(15年・無担保型)	(5年超・無担保型)	(5年超・有担保型)
対象先	基本要領における、再生計画策定支援対象企業(各地の中小企業再生支援協議会が第二次対応として認めた案件)とする。	同左	同左
貸出期間	15年期限一括返済	5年超に設定した期限に一括返済	同左
適用金利	事務コスト相当の金利設定可能 当初5年間は固定金利とする(※1)。	同左	同左
(法的破綻時の)劣後性	あり	同左	なし 〔但し、法的破綻に至るまでの間、他の債権に先んじて回収しない仕組みあり〕
期限前返済の可否	原則として10年間期限前返済を禁止	期限前返済の禁止規定なし	同左
担保の取扱い	無担保	同左	有担保(※2)
保証の取扱い	無保証	無保証 (但し例外あり※2)	同左
みなし資本の通減方法	残存期間が5年未満の場合、1年毎に債権額の20%ずつ資本とみなす部分を通減させる。	同左	同左

※1 従前の協議会版資本的借入金(年0.4%程度)との変更点

※2 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)」参照